

議案第三号

港区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例

港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四金額の欄中「三千二百二十四円」を「三千六百九十三円」に、「千八十七円」を「千九十四円」に、「九百二十五円」を「千六十三円」に、「七百十円」を「八百十六円」に、「千五十二円」を「千二百九円」に、「一万七千二百三十二円」を「一万九千八百十六円」に、「二万五千八百五十二円」を「二万九千七百二十九円」に改める。

別表第五金額の欄中「二千七十円」を「二千三百五十七円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立公園条例の規定に基づき徴収す

るものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。
(説明)

公園占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。